

商品券 換金手続きの流れ

1

お客様が輪島市子育て応援商品券でお買い物をする。



使用期限: 商品券の発行日から12カ月以内

2

使用済み商品券 裏面下部に事業所(店舗)名を記入又は押印する。



事業所名のゴム印でかまいません。ここには代表者印は必要ございません。

3

使用済み商品券 枚数を確認する。



数え間違いのないようにご確認願います。

4

換金申請書を記載する。



住所・事業所名・代表者名・使用済み商品券の枚数を記載してください。

5

換金手続き締め日ごとに換金の申請を行う。

換金受付窓口：輪島市役所市民課、門前総合支所地域生活課

換金締め日までに換金申請書・使用済み商品券を持参してください。

事前に提出した「加盟店申請書兼誓約書」に記載された口座に振込みます。

換金締め日

毎月10日と20日。10日と20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締め日とします。

例：10日が土曜日の場合、締め日は9日金曜日。

10日が日曜日の場合、締め日は8日金曜日。

特記事項

- ・ 使用済み商品券の事業所名記載無き場合は換金いたしません。
- ・ 振込みには申請手続きから起算して約1ヶ月かかる場合があります。
- ・ 締め日1日あたり、申請書を出せる回数は1回とします。2回出した場合は次の換金締め日にまわすことになります。
- ・ 加盟店申込み以降で、住所・事業所名・連絡先・口座情報に変更があった場合は、速やかに変更の連絡をしてください。